

議案第 2 1 号

保健・医療事業の取扱いについて

保健・医療事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	保健・医療事業の取扱い
保健・医療事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

休日急患診療所	合併時まで調整する。
在宅当番医制	合併時まで調整する。
2次救急医療	合併時まで調整する。
スズメバチ等駆除事業	さいたま市の制度を適用する。
犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業	さいたま市の制度を適用する。
乳幼児医療費助成制度	さいたま市の制度に統一する。
乳幼児健康診査	さいたま市の制度に統一する。
健康診査・検診	さいたま市の制度に統一する。

議案第 2 1 号関係（保健・医療事業の取扱い）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 休日急患診療所</p> <p>(1) 浦和休日急患診療所</p> <p>ア 日曜日・祝日・年末年始 内科・小児科 9時～17時、19時～22時</p> <p>イ 月曜日～金曜日 小児科 19時30分～22時</p> <p>ウ 土曜日 内科・小児科 19時～22時</p> <p>(2) 大宮医師会市民病院</p> <p>ア 日曜日・祝日・年末年始 内科・小児科 9時～17時、19時～翌9時 外科 9時～17時 眼科・耳鼻咽喉科（日曜日のみ） 9時～12時</p> <p>イ 月曜日～土曜日 内科・小児科 19時～翌9時</p> <p>(3) 与野休日急患診療所</p> <p>ア 日曜日・祝日・年末年始・8/13～8/15 内科・小児科 9時～15時、19時～22時</p> <p>イ 土曜日 内科・小児科 19時～22時</p> <p>2 在宅当番医制</p> <p>(1) 浦和医師会</p> <p>ア 外科・産婦人科 日曜日・祝日・年末年始 8時～翌8時</p> <p>イ 眼科・耳鼻咽喉科 日曜日（月1回） 8時～翌8時</p> <p>(2) 大宮医師会</p> <p>ア 産婦人科 日曜日・祝日・年末年始 9時～17時</p> <p>(3) さいたま市与野医師会</p> <p>ア 外科・眼科・耳鼻咽喉科 日曜日・祝日 9時～15時</p>	<p>1 休日急患診療所</p> <p>(1) 岩槻市休日夜間急患診療所</p> <p>ア 日曜日・祝日・年末年始 内科・小児科 9時～21時</p> <p>(2) 小児救急医療（広域）</p> <p>ア 内容：平日夜間における診療業務を春日部市立病院内に平日夜間診療部を開設して実施</p> <p>イ 診療日及び診療時間 平日 19時30分～22時30分</p> <p>ウ 実施主体：岩槻市、春日部市、蓮田市及び庄和町</p> <p>エ 業務主体：上記3市1町医師会</p> <p>2 在宅当番医制</p> <p>内容：南埼玉郡市医師会の協力により在宅当番医制を実施。休日の昼間開設 平成15年度は148施設で実施</p>

現 況

さいたま市

岩槻市

3 2次救急医療

(1) 病院群輪番制病院

ア 15病院での輪番制方式

イ 診療科目は内科、小児科、外科

ウ 診療日及び診療時間

日曜日・祝日・年末年始 24時間

月曜日～土曜日 18時～翌8時

(2) 小児救急医療支援事業病院

ア さいたま市小児救急医療センター

イ 診療日及び診療時間 毎日24時間

4 スズメバチ等駆除事業

市民からの依頼により生命への危険度が高いスズメバチ等の駆除を行う。

実施方法：事前に市職員が現地調査し、委託等により駆除する。

5 犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業

犬及び猫の去勢・不妊手術に対して手術費の一部を助成する。

区 分	犬	猫
去勢手術	5,000円	4,000円
不妊手術	8,000円	6,000円

6 乳幼児医療費助成制度

(1) 目的

市内に居住する乳幼児に対し、医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、次代を担う乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。

(2) 対象乳幼児

市内に住所を有する0歳から小学校就学前までの乳幼児で、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である乳幼児。

(3) 所得制限

児童手当特例給付「扶養親族等2人(544万円)」の額に準拠する。

3 2次救急医療

(1) 病院群輪番制

ア 岩槻市、春日部市、蓮田市内の6病院の病院群輪番制方式

イ 診療日及び診療時間

休日 24時間

平日夜間 18時～翌8時

(2) 小児救急医療(広域)

ア 岩槻市、春日部市内の3病院の病院群輪番制方式

イ 診療日及び診療時間

休日 24時間

平日夜間 18時～翌8時

4 スズメバチ等駆除事業

実施していない。

5 犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業

実施していない。

6 乳幼児医療費助成制度

(1) 目的

小学校就学前の乳幼児を持つ保護者に対し、その医療費(保険診療の一部負担金)を支給することにより、保健の向上と福祉の増進を図る。

(2) 対象乳幼児

市内在住の小学校就学前の乳幼児。

(3) 所得制限

なし

現 況

7 乳幼児健康診査

区分	さいたま市	岩槻市
4 か月児健康診査	4 か月児から 6 か月未満児 指定医療機関（個別健診）	4 か月児から 5 か月児 保健センター（集団健診）
10 か月児健康診査	10 か月児から 12 か月未満児 指定医療機関（個別健診）	実施していない。
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月児から 2 歳未満児 指定医療機関（個別健診）	1 歳 6 か月児から 1 歳 7 か月児 保健センター（集団健診）
3 歳児健康診査	一般健診 3 歳 6 か月児から 4 歳未満児 歯科健診 3 歳児から 4 歳未満児 指定医療機関（個別健診）	3 歳 5 か月児から 3 歳 6 か月児 保健センター（集団健診）

現 況

8 健康診査・検診

区分	さいたま市	岩槻市
基本健康診査	40歳以上 指定医療機関（個別健診）	40歳以上 個別医療機関方式
胃がん検診	40歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：1,000円	40歳以上 保健センター他（集団検診） 個人負担なし
結核検診	16歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担なし	15歳以上 保健センター（集団検診） 個人負担なし
骨粗しょう症検診	40歳以上（注1） 指定医療機関（個別健診） 個人負担額：200円	実施していない。
子宮がん検診	30歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：頸部のみ600円 頸部+体部 1,000円	30歳以上 個別医療機関方式 個人負担なし
大腸がん検診	40歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：420円	40歳以上 個別医療機関方式 個人負担なし
乳がん検診	30歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：視触診 280円 視触診+X線 750円	30歳以上 保健センター（集団検診） 個人負担なし
肺がん検診	40歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：読影のみ540円 読影+喀痰 880円	40歳以上 保健センター他（集団検診） 個人負担なし
肝炎ウィルス検診	40,45,50,55,60,65,70歳（注1） 指定医療機関（個別検診） 個人負担なし	40,45,50,55,60,65,70歳 保健センター（集団検診） 個人負担なし
前立腺がん検診	50,55,60,65,70歳（節目検診） 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：500円	実施していない。
成人歯科健康診査	40歳以上 指定医療機関（個別健診） 個人負担額：400円	実施していない。

注1 基本健康診査とセット受診

さいたま市の個人負担は、要件によって無料となる場合がある。